

# 令和2年度第2回宮城県環境審議会

日 時：令和2年11月24日（火曜日）

午後1時30分から午後3時10分まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

## 1 開 会（司会）

- ・環境審議会条例第6条第2項の規定による会議成立の宣言（委員25人中、22人出席）
- ・情報公開条例に基づく会議の公開の確認
- ・資料確認
- ・欠席委員の案内
- ・令和2年8月1日付け委員改選により新規就任された出席委員の紹介

## 2 あいさつ（鈴木 環境生活部長（以下「鈴木部長」））

## 3 議 事

### （1）会長及び副会長の選出について

- ・会長・副会長が選出されるまでの間、鈴木部長を仮議長として、議事を進行。

**<鈴木部長>** それでは、仮議長として、会長・副会長の選出を進めさせていただく。会長・副会長の選出に関する規定について、事務局から説明願う。

**<事務局>** （資料1に沿って説明。）

**<鈴木部長>** ただいま、事務局から委員の互選により選出する旨説明された。委員の皆様から自薦・他薦のお声を頂きたいが、いかがか。

（発言なし）

（石澤委員 挙手）

**<鈴木部長>** 石澤委員、どうぞ。

**<石澤委員>** 自薦・他薦のお声がないようなので、事務局にもし案があったらお示しいただいた方がよいと思うが、いかがか。

**<鈴木部長>** では、事務局に案はあるか。

**<事務局>** 事務局案として、会長には、前任期に引き続き、須藤隆一委員にお願いしたいと考えている。副会長についても、引き続き、吉岡敏明委員にお願いしたいと考えている。

**<鈴木部長>** ただいま、事務局から、会長、副会長ともに引き続き、須藤委員と吉岡委員にお願いしたいという案が示されたが、いかがか。御異議がなければ、拍手をもって御承認ということで、お願いしたい。

(拍手)

**<鈴木部長>** それでは、会長に須藤委員、副会長に吉岡委員を選出することとさせていただく。

**<司会>** それでは、須藤会長、吉岡副会長から一言御挨拶をお願いしたい。

**<須藤 環境審議会会長（以下「須藤会長」）>** 先程、鈴木部長からも話があったように、コロナ禍の真っ只中ではあるが、本審議会を開催することは大変重要なことだと考えている。この新型コロナウイルス感染症の問題は、環境問題、特に、地球温暖化や生態系破壊と密接に関係していると考えている。このことについて議論をする余裕はないが、環境問題が深く関わっているということ認識していただき、委員の皆さんからいろいろな御意見を頂きたい。

**<吉岡 環境審議会副会長（以下「吉岡副会長」）>** 皆さん御存知のとおり、環境問題については、今までは、言葉は悪いが、環境に対してお付き合いをすればよいという、世の中の風潮があったかと思う。ここ数年、特に、新型コロナウイルスの問題を含め、本気になって取り組まなければいけない、サーキュラーエコノミー（循環型経済）という観点もあるので、経済のことも踏まえ、環境問題に対しての本気の取組が、我々の課題として突きつけられていると考えている。また、今回の新型コロナウイルスの問題も含め、地方の重要性が強く認識されるようになってきた。「地域循環共生圏」という考え方もあり、地方の重要性が環境問題をクリアするための糸口になると思っている。宮城県がその先導役になっていけるよう、審議会として協力していきたいので、よろしく願います。

・環境審議会条例第6条の規定により、須藤会長が議長として、議事を進行。

## **(2) 宮城県環境審議会の運営について**

**<須藤会長>** それでは、議事(2)に移らせていただく。「宮城県環境審議会の運営」について、皆さんにお諮りしたい。事務局から説明願う。

**<事務局>** (資料1及び資料2に沿って説明)

**<須藤会長>** ただいまの、Web会議に関する事務局の説明について、何か委員の皆さんから御質問があればどうぞ。特に御意見はないか。この案のとおり決定してよろしいか。

(意見なし)

**<須藤会長>** 特に御異議がないようなので、案のとおり決定させていただく。

### **(3) 審議事項**

#### **① 宮城県環境基本計画（第4期）について**

**<須藤会長>** それでは、議事（3）審議事項に移らせていただく。さきほど、鈴木部長から説明のあったとおり、審議事項が2件予定されている。まず、審議事項①「宮城県環境基本計画（第4期）について」だが、こちらは、平成31年3月の本審議会で知事から諮問され、これまで環境基本計画策定専門委員会議で調査審議いただいていた。本日は、本審議会の場で御審議いただきたいとのことなので、担当課から説明願う。

**<環境政策課>** （資料審①-1から審①-4に沿って説明）

**<須藤会長>** それでは、本審議会から吉岡副会長、青木委員、陶山委員が環境基本計画策定専門委員会議に参加されているので、その座長である吉岡副会長から、専門委員会議における調査審議について御意見等があればお伺いしたい。

**<吉岡副会長>** 専門委員会議における調査審議の取りまとめをさせていただいたので、少し補足をさせていただく。御存知のように、この環境基本計画は、今、宮城県において、総合計画をはじめ、始期を合わせて策定が検討されている様々な計画と調整をしながら、内容を取りまとめてきた。これまでに動いている計画をきちんと踏まえ、より具体性のあるものに作り込み、さらに、これから進むべき方向性として、かなり先進的、挑戦的に進めるべきものとして、今回の環境基本計画の最終案として取りまとめた。従来環境基本計画と、他の計画との関係という点では、事務局も含め、相当タフな検討作業を行っていただいたと思っている。このような計画として、かなり未来志向的な要素も含めており、さらに、内容によっては、国の施策を先取りするような内容も記載している。特に、新しい観点の考え方として、SDGsはもとより、地域循環共生圏や新型コロナウイルス感染症の影響についても、しっかりと書き込んである。また、適応策についてもしっかりと入っており、廃棄物や食品ロスについても、具体的な取組につながる道標として記載している。パブリックコメント等で様々な御意見を頂戴し、できる限り反映し、象徴的なものとしては、エシカル消費の要素を取り入れており、県レベルの環境基本計画では、先進的な内容と考えている。頂いた御意見で、個別的なものについては、個別計画できちんと反映できるようになっているので、この点も踏まえて、この場で委員の皆様から御意見を頂戴し、御理解いただきたいと考えている。

**<須藤会長>** さらに青木委員、陶山委員から何かあればどうぞ。なければ、委員の皆様から何か御意見があればどうぞ。専門委員会議において審議が尽くされてきたようだが、何か追加があれば御発言いただきたいと思います。石澤委員、どうぞ。

**<石澤委員>** 先程、鈴木部長からもお話があったとおり、県でも2050年に向けて二酸化炭素排出実質ゼロを打ち出していると聞いた。パブリックコメントの意見を見て、考えた方がよいかと思ったことだが、原子力発電について、現在、女川原発の再稼働を認めると判断されたところであり、資料審①-3の18ページの「脱炭素社会の構築」の「現状と課題」で気になったことがある。原子力発電は、エネルギー政策として、政府はまだ結論付けてはいないとは思いますが、脱炭素に向けてのエネルギー源としては重要という認識がある一方、これに対しての危惧の意見もあると思う。脱炭素社会の構築に向けて、専門委員会議で取りまとめた全体を見ると、原子力発電に対しての危惧があるから、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する施策を大きな目標として立てていると、私は読み取った。そのことが、「現状と課題」の中で、原子力発電について何ら触れられていない。その指摘は、パブリックコメントの意見の中で、直接ではないにしても、表れていると思う。専門委員会議の中で、そのような議論はあったのか、お尋ねしたい。

**<須藤会長>** 今の御意見について、専門委員会議の座長を務められた吉岡副会長に御発言いただきたい。

**<吉岡副会長>** 非常に難しいところだと思う。確かに、原子力発電についてはエネルギーや脱炭素をはじめ様々な観点があり、様々な御意見があると承知している。石澤委員の御指摘のとおり、最終案においては、再生可能エネルギーの導入促進などにより脱炭素を実現していくということで、引くくめて検討し、取りまとめた。

**<須藤会長>** 石澤委員、今の内容でよろしいか。

**<石澤委員>** パブリックコメントへの回答においても、「政府のエネルギー政策の推移を見ながら」とあり、そのように読み取れるが、県民にとって、原子力エネルギーについてはかなり関心が高いと思うし、また、この環境基本計画は今後10年間の計画なので、この点について一言も触れないのは、どうかと思う。他の委員の御意見があれば、伺いたい。

**<須藤会長>** ただいまの石澤委員の御意見はもっともだと思う。政府も含めて考え方が日々変動している中、本審議会としては環境基本計画の策定に関して結論を出す段階であり、原子力発電をどう取り扱うかは難しい問題であることは御理解いただきたい。担当課としてはどうか。

**<環境政策課>** 宮城県環境基本計画は、環境基本条例に基づき、本県の良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものとなっている。事務局としては、原子力の利用については、国のエネルギー政策の中で、中長期的な観点から

総合的に判断されるものと考えている。そのため、宮城県環境基本計画においては、現行計画においても、原子力の利用について記載しておらず、また、第4期計画においても同様として検討を進めてきた。

**<須藤会長>** 今の段階でどう取り扱うかは、会長である私としても難しいと考えている。継続性のある審議なので、現時点で審議し直すという問題ではないと思う。今後、新たな問題が出てきたときにどう取り扱うか検討することとさせていただきたいが、吉岡副会長どうか。

**<吉岡副会長>** 最終案に記載されているが、自然環境に十分配慮しながら、再生可能エネルギーの導入拡大とエネルギーの多様化というところでしっかり押さえていると考えているので、御理解いただきたい。

**<須藤会長>** 継続性のある審議なので、新たな問題、大きな問題を取り入れるのは、現在の計画づくりにおいては少し無理があるかと思う。石澤委員の御意見については、全体的には含まれているが、個別の問題については、今後、別途審議していくということによろしいか。では、案のとおり差し支えないと答申させていただいてよろしいか。

(意見なし)

**<須藤会長>** 御異議はないようなので、この議事については、原案のとおりで差し支えないと答申させていただくが、原子力の問題については、きわめて重要な問題である。本審議会でも議論できるかは別として、県としてどのように対応していくかは大きな課題であるので、今後、議論できる場を考えていただきたいとして、この議事を終えたい。それでは、この議事については、原案のとおりで差し支えないと答申させていただく。

## ② 宮城県水循環保全基本計画（第2期）について

**<須藤会長>** 続いて、審議事項②の「宮城県水環境保全基本計画（第2期）」についてだが、こちらは、令和2年1月の本審議会において、知事から諮問があり、これまで、水循環保全基本計画（第2期）専門委員会において調査審議してきたところである。本日は、本審議会の場で審議いただきたいということで、担当課から説明願う。

**<環境対策課>** (資料審②-1から審②-4に沿って説明)

**<須藤会長>** それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御意見等あればお願いする。これも連続性のある議論であり、全ての水循環について、この水循環保全基本計画に記載されているわけではなく、まだ流域計画が策定されていない、阿武隈川流域や南三陸海岸も残っている。今回は、全体としてどうかという点について議論するものではなく、これまでに

策定してきた部分については、ただいまの担当課の説明のとおりであることを御理解いただきたい。いかがか。このような内容は、理念の話であったり、個別の話があったり、なかなか意見が出にくいものであると承知しているが、いかがか。案のとおりで差し支えないとしたいが、それでよろしいか。

(意見なし)

**<須藤会長>** この議題については、私が専門委員会議の座長を預かっており、今後検討すべき部分が多く残っていること承知しているので、継続して、専門委員会議の運営・審議をしていきたい。では、案のとおり差し支えないと答申することとさせていただきます。

#### **(4) 報告事項**

##### **① みやぎ環境税の今後の在り方について**

**<須藤会長>** それでは、議事(4)報告事項に移る。本日は報告事項が2件ある。順番に、まずは報告事項①「みやぎ環境税の今後の在り方」について、担当課から説明願う。

**<環境政策課>** (資料報①-1及び報①-2に沿って説明)

**<須藤会長>** ただいまの報告内容について、委員の皆様から何か御意見があればどうぞ。

(意見なし)

**<須藤会長>** この件は、今後も検討を重ねながら進めていくものと思う。特にないか。この件は、承認を求めるものではないので、引き続き、担当課における検討に期待したい。

##### **② 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策の概要について**

**<須藤会長>** 続いて、報告事項②「村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策の概要」について、担当室から説明願う。

**<竹の内産廃処分場対策室>** (資料報②に沿って説明)

**<須藤会長>** この竹の内の問題については、本来であれば、本審議会の中心的課題となるはずのものだが、これまでの経緯もあって、委員の皆様には十分御理解いただく機会がなかったため、毎年、このように現状について報告を受けている。何か御質問や御意見があればどうぞ。この件は、大事な問題であり、私が評価委員会の座長を預かっている。従来からの対策に関する反対意見や、埋め立てられた廃棄物を全て除去するよう求める意見も強かったが、何とか、現状を維持しながら、住民の生活環境に支障が生じないように、しかしながら、まだ、処分場

を開放する状況にはないと結論しているものである。先程、イノシシによる被害の説明があったが、大雨による濁水の発生という問題もある。まだ、住民が利用できる土地となるにはもう少し時間がかかると考えられる。御意見があれば出していきたい。

(意見なし)

**<須藤会長>** 現在、担当室が対応しているので、委員の皆様にも、機会があれば、現場の見学などしていただければと思う。委員の皆様から何かあるか。なければ、この件について御理解いただいたようなので、次に進めたい。

## (5) その他

**<須藤会長>** その他として、事務局から何かあるか。

**<事務局>** 特になし。

**<須藤会長>** 吉岡副会長，どうぞ。

**<吉岡副会長>** せっかく審議会が開催され、皆さんに御出席いただいているので、私から質問させていただきたい。先程の、みやぎ環境税について、これは基金化をしたということで、幅広く使える土台を作ったと理解しているが、いかがか。また、予算の使い方について、視点1から4のそれぞれの視点について、二酸化炭素削減量が記載されている。この場合、予算の配分について、二酸化炭素削減量に縛られるものなのか、または、二酸化炭素に縛られず、広く環境という視点で、場合によっては重点的に個別の事業に予算を厚く充てたり、小さくとも継続性をもった予算の作り込みができるものか、その辺りを伺いたい。

**<環境政策課>** 最初の、基金化についての御質問だが、環境創造基金にみやぎ環境税の税収を積み立て、そこから活用する仕組みとしている。環境創造基金の目的は、二酸化炭素の排出源対策と吸収源対策が主な目的で、その他良好な環境の保全に資するものと、条例で規定されている。4つの視点について、視点1「低炭素社会の推進」、視点2「森林の保全機能強化」が主目的となり、この部分に予算の9割を充当している。残りの1割を視点3及び視点4に充てている。それから、二酸化炭素については、視点1及び2については、直接的に二酸化炭素削減につながる事業ということで、重点的に予算を配分しているが、視点3及び4については、環境教育など、現在の直接的な二酸化炭素削減ではないものの、将来に向けた取組として予算配分している。視点1及び2を中心に充当しているが、必ずしも直接的な二酸化炭素削減に関する事業だけではなく、そこから外れた事業で活用できないものではない。



**<吉岡副会長>** そうすると、9割が二酸化炭素削減・吸収に関する事業だが、そこに明確なミシン目があるわけではないということか。

**<環境政策課>** そうである。

**<須藤会長>** 鈴木部長，どうぞ。

**<鈴木部長>** 補足させていただく。資料報①-1の1ページ目，Iの「3 みやぎ環境税活用の基本的な考え方」を御覧いただきたい。この中に、「一般事業の財源振り替えに当てられないものでないことを明確にするため」とある。基金は、予算の出し入れの関係性を明確にするもので、視点1から4に合致する事業にしか活用できない、環境以外の事業には活用できない、いわゆる目的税的にしか使えない。それを外れると、みやぎ環境税の趣旨から外れてしまう。環境の目的のために皆様から税金を頂き、執行しているものなので、ここをクリアにするために基金化しているものである。目的の範囲内でしか使えないが、範囲内であれば、明確なミシン目があるわけではなく、多少の融通は可能であると御理解いただきたい。

**<須藤会長>** この問題は、細かく見ていけばまだまだ議論はあると思う。また、先程の担当課説明にもあったが、今後も改善や検討を重ねていきたいとのことだった。みやぎ環境税については、県民の関心も高いものでもあるので、引き続き検討を進め、よりよい成果が得られるようにしていただきたい。その他、何かあるか。菅原委員，どうぞ。

**<菅原委員>** 今の話題で伺いたいこと、お願いしたいことがある。みやぎ環境税の資料報①-1で、Ⅲの「4」に二酸化炭素削減量の記載があるが、この数値がどれだけの規模なのか分かりにくい。我々の目指すべきことに対してどの程度なのかの記載がないと、満足してよいものか分からない。もう1点は、視点3にある「野生鳥獣適正保護管理事業」についてだが、県南部はイノシシ、県北部はニホンジカとなっており、気仙沼市から北ではさらにニホンジカが多数いる。ニホンジカを駆除していくことはよいことだが、一方で、カモシカは天然記念物となっており、捕獲できない。気仙沼市役所の付近にもカモシカが闊歩している状況で、ニホンジカの駆除を進めていくことと、カモシカとの関係について、一方を減らすことで一方が増えるというようなことについて調査していただくなど、それに対して確実な対応・検討の部分にも御配慮いただく必要があるのではないかと考えている。

**<須藤会長>** この御意見について、この場で何かお答えできるか。本日は担当課が出席していないようなので、一度持ち帰り、調べて、まとめて報告させるが、この場でお答えできることで何かあるか。

**<環境政策課長>** 1点目の、二酸化炭素削減量については、県内の年間二酸化炭素排出量

2千万トンに対して、みやぎ環境税事業で5年間で31万8千トン削減したことになる。この比較では、だいぶ小さいように見えるが、一般家庭の排出量に換算すると、約7万世帯相当と、県南地域の世帯数の年間排出量に相当する削減量であり、効果は大きいと考えている。

**<須藤会長>** 菅原委員よろしいか。鈴木部長、どうぞ。

**<鈴木部長>** 確かに、どう見せるかという問題がある。よく「成果が分かりづらい」との声があり、頂いた税金を活用するものであるので、分かりづらいのは問題であると考えている。どういう見せ方をするかは大変重要な視点であり、工夫していきたい。また、イノシシ、シカの問題だが、これは大変難しい問題で、管理動物をどこまで減らすかという問題がある。そこは、環境省だけの問題ではなく、農業被害の観点からは農水省の問題でもあるので、関係省庁と情報交換しながら対応しなければならない。どこの部分にみやぎ環境税を充てるかということとは、県としてよく研究して、考えてまいりたい。

**<須藤会長>** この点は大変重要な問題であり、鈴木部長の発言のように、よく検討することが必要である。では、以上をもって、議事を終了とさせていただきます。

#### 4 閉会（司会）